**令　和　４　年　度**

**田上町起業創業支援事業補助金**

**【募 集 要 項】**

**募集期間：令和４年７月１日～８月３１日**

**※申請前に、田上町役場産業振興課までご相談ください。**

**【問い合わせ先】**

**田上町役場　産業振興課　商工観光係**

**住所：959-1503**

**田上町大字原ケ崎新田３０７０番地**

**電話：0256（57）6225**

**FAX：0256（57）3112**

**Mail：**[**t2251@town.tagami.lg.jp**](mailto:t2251@town.tagami.lg.jp)

**≪　募　集　要　項　≫**

**１．事業の目的**

「起業創業支援事業」は、町内で新たに創業する者に対し、それに関する経費に対して補助金を交付することにより、町内での創業を促進し、町の産業の活性化、あわせて空き家等の活用促進を図ることを目的とします。

**２．補助対象者**

　この補助金の対象者は、以下の要件を満たす者を対象とします。

（１）

①　町内に事業所等を設けて、新たに事業を開始する個人・法人

　　②　個人・法人が自らの事業を継続しつつ、既存事業とは異なる業種の事業を開始すること。

（２）

　　　①　上記の個人・法人について、個人の方は補助金の交付対象事業を開始する時点で、田上町に住民登録を行っている方

　　②　法人の場合は、町内に本店を置く者

（３）　３年以上の事業継続が見込まれる者

（４）　町税等を滞納していない者

（５）　反社会的勢力でない者

（６）　補助金の交付決定前に事業及び改修工事等を開始していないこと。ただし、事業の性質、内容等により補助申請者が交付決定前の着手を必要とする場合、その理由を付記した認定前着手届（様式第１号）を交付申請書の提出に先立ち、提出した上で着手をしてください。

※　国、県及び町の補助制度との併用は可能です。ただし、補助金の算定の上では他の補助金額を除いた上で計算します。

※　親族の方が営んでいる事業を引き継ぎ事業を行う場合、建物を賃貸借する場合などについて対象外となる場合があります。

**３．補助対象事業**

　この補助事業の対象となる事業は、以下の事業です。

　（１）補助事業期間に創業に至る事業

　（２）風俗営業等の除外事業以外の事業

　（３）フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づかない事業

**４．補助事業期間**

　　最長で年度末までです。

**５．補助対象経費**

　　（１）創業に関する支援…創業に必要な初期費用（増改築費、設備・備品、広告宣伝費、試作費等）

　　　　※汎用性の高いものに関しては、専らその業に必要なものとして申請書等に記載が必要です。

　　（２）建物に関する支援…創業にあたり必要な増改築、賃貸借等

　　　　　　※土地の購入費は除きます。

　　　※消費税及び地方消費税相当額は除きます。

**６．他補助金との併用**

　他の補助金との併用は可能です。ただし、その場合はその他の補助金を除いた額が、この補助金の対象経費となります。

　なお、その他の補助金に「他の補助金との併用はできない」旨の記載がある場合があります。必ずご確認下さい。

**７．補助金の額**

　補助対象経費の２分の１以内で、

　　（１）創業に関する支援…５０万円を上限

　　（２）建物に関する支援…　　　　〃

　です。

**８．申請の手続き等について**

　（１）募集期間

　　　　　令和４年７月１日から８月３１日（予定）

　（２）提出書類

　　　　・交付申請書

　　　　・確認書（商工会で取得してください）

　　　　・事業計画書

　　　　・納税等に関する調査同意書

　　　　・その他参考資料

**９．補助金の交付決定**

　　　提出頂いた書類をもとに、外部の審査員を交えた審査を経て補助金の交付を決定し、通知します。なお、審査を９月に予定しており、同月内に決定の予定です。

**10．補助金の額の決定**

　（１）補助金の交付

　　　　補助対象事業の完了後、実績報告書を提出して頂き、交付額を決定します。その後、振込となります。

　（２）事業のその後の状況の確認及び支援のため、事業開始後、３年間事業状況の確認をさせて頂きます。時期等は未定ですが、決算関係の書類を中心に状況を確認します。その際は、町から連絡をさせて頂きます。

**補助対象経費・補助対象外経費】**

（１）創業に関する支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 内容 | 対象経費 | 対象外経費 |
| 1 | 増改築費 | ・店舗・事務所の外装・内装工事費用  ※住宅兼店舗・事務所の場合、店舗・事務所専用部分の費用のみ対象。 | ・土地の購入費 |
| ２ | 設備・備品 | ・機械装置・工具・器具・備品の購入費・改良費・修繕費 | ・汎用性が高く、事業に使用することが特定できない設備・備品 |
| ３ | 広告宣伝費 | ・パンフレット・チラシ等印刷費  ・ホームページ開設費 | ・切手購入費 |
| ４ | 試作費 | ・試作品の制作費  ・サンプル品の制作費  ※補助対象期間に使用すること | ・創業後のために必要な原材料の仕入れ・商品仕入れの費用 |
| ５ | その他 | ・司法書士や行政書士などへの書類作成委託費用  ※印紙・登録免許税等は除く | ・創業後の営業に関する経費  ・公租公課  ・光熱水費、上下水道料  ・人件費 |

（２）建物に関する支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 内容 | 対象経費 | 対象外経費 |
| 1 | 増改築費 | 空き店舗等の増改築費 | 用地費、造成費及び建築に関する手続き費用を除く |
| ２ | 賃借料 | 空き店舗等の賃借料 | 賃借に係る敷金・礼金等を除く |
| ３ | 新築費 | 空き店舗等への新築費 | 土地に関する費用は一切を除く |

※あくまでも例です。参考としてください。

**【補助対象外業種】**

１．農業・林業

２．金融業・保険業（ただし、生命保険媒介業及び損害保険代理業及び損害査定サービス業は除く）

３．以下のサービス業

　　①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制等の対象となるもの

　　②芸ぎ業

　　③場外馬券売場、場外車券場、競輪・競馬等予想業

　　④興信所

　　⑤集金業、取立業

　　⑥易断所、観相業

　　⑦宗教・政治・経済・文化団体

４．公の秩序若しくは善良な風俗を害するおそれがある業

５．その他町長が補助することが適当でないと判断した業